

第三章 附則

第百零九條

本会は執行委員会の必要と認めたる地に、出張所を設くることを得。

第百一十條

出張所の規定は執行委員会に於て定む。

第百一十一條

青年部は別に規約を設くるものとする。

第百一十二條

本会に顧問を置くことを得。

第百一十三條

本規約は大会出席代表員の三分の二以上の同意を得るに非ずして修正することを不得す。

第百一十四條

本規約は大会出席代表員の三分の二以上の同意を得るに非ずして修正することを不得す。